

# (別紙) アパート・マンション等集合住宅共聴施設助成制度の概要

- 集合住宅共聴施設のデジタル化支援として、21年度から助成金制度を開始。
- 22年度第2次募集は、10月1日から12月28日まで申請受付。(予算の上限に達した時点で終了)
- ケーブルテレビに移行する場合は共聴施設の改修より安価な場合に限りされていたが、第2次募集から「改修」より高価な場合は、「改修」する場合の助成額を上限として助成することを追加。

## <助成金制度の概要>

### ○申請対象者

集合住宅共聴施設の管理者（共聴組合を含み、国や自治体等を除く）

### ○助成額

地上デジタル放送の対応に不可欠な施設の改修又はケーブルテレビ置換等に要する総経費に対して、最大で1/2の額

- ・総経費が「加入世帯数×3.5万円」の2倍以上の場合  
総経費の1/2を助成
- ・総経費が「加入世帯数×3.5万円」の2倍未満の場合  
総経費－3.5万円×加入世帯数

## 共聴施設の改修

## ケーブルテレビ移行

デジタル化に必要な世帯当たりの経費	申請者負担額	助成額
3.5万円の場合	3.5万円	0円
5万円の場合	3.5万円	1.5万円
7万円の場合	3.5万円	3.5万円
10万円の場合	5万円	5万円

## <ケーブルテレビに切り替える場合の主な条件>

- ・共聴施設を「改修」する場合より高価な場合は、「改修」する場合の助成額を上限として助成します。
  - ・助成対象となる経費には、ケーブルテレビへの加入金と工事費は含まれますが、毎月の利用料は含まれません。
- ・ケーブルテレビでアナログ放送を視聴している共同住宅も助成制度対象です。

# デジタル化の改修事例(アパート・マンション等集合住宅共聴施設)

- 集合住宅共聴施設のデジタル化改修事例3件(助成金活用)を以下に紹介します。
- 建物の規模、現状設備の状況、改修方法等により、改修経費は異なってきます。
- 改修が一部(増幅器の調整・交換等)で済む場合などは、助成条件(1世帯当たりの経費が3.5万円超)に該当しない場合があります。

住宅の概要 築年数 世帯数等	現状の受信方法 ↓ 改修方法	具体的な改修内容	改修経費等
<b>事例①</b> 築41年(1969年建築) 5世帯 Aアパート(福山市)	建物屋上に設置した共同アンテナで受信(デジタル受信不可) ↓ アンテナ、棟内設備を改修してデジタル受信可	・UHFアンテナ更新 ・混合器・増幅器・分配器更新 ・ケーブル全面張替 ・テレビ端子更新	総経費 47.4万円 助成金 23.7万円 (総経費の1/2)
<b>事例②</b> 築30年(1980年建築) 9世帯 Vマンション(広島市)	ケーブルテレビで受信(デジタル受信不可) ↓ 棟内設備を改修してケーブルテレビのデジタル受信可	・増幅器・分配器更新 ・ケーブル全面張替 ・テレビ端子更新	総経費 141.7万円 助成金 70.8万円 (総経費の1/2)
<b>事例③</b> 築29年(1981年建築) 15世帯 Mマンション(廿日市市)	ビル陰共聴施設で受信(デジタル受信不可) ↓ アンテナ新設、棟内設備の一部を改修してデジタル受信可	・UHFアンテナ新設 ・増幅器・分配器更新 ・テレビ端子更新	総経費 65.0万円 助成金 12.6万円 (総経費-3.5万×世帯数)